

10 森林の整備・保全及び鳥獣害防止に向けた施策の充実強化・集中実施について

森林の整備は、木材の供給はもとより、水源のかん養や美しい自然景観の形成など多面的な機能により、国民生活の向上に寄与するとともに、地球温暖化対策にも重要な役割を担ってきた。

また、豊かな森林資源を有効活用しつつ、新たな木材需要の創出や国産材の供給体制を構築することにより、林業・木材産業の競争力を強化することは、地域経済の活性化、ひいては経済の下振れリスクに対応した経済対策としても大いに効果が期待されるところである。

森林の整備の推進には、安定した財源による継続的な支援措置の早期導入や、森林保護活動の促進が重要な課題である。また、半数以上の人工林が一般的な主伐期である10齢級となるなど利用期を迎えている地域材や、すでに主伐期を超えている大径木の需要拡大に向けて、建築用材や熱利用又は発電のためのエネルギー源として有効に利用することにより、木材需要を喚起する施策が必要である。

一方、野生鳥獣の個体数増加による農林業被害は年々深刻となっており、森林整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止など、野生鳥獣による農産物被害・森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備も、喫緊の課題である。

国は、平成20年に鳥獣被害防止特措法を施行し、市町村の策定した被害防止計画に基づく各種対策を鳥獣被害防止総合対策交付金により支援するとともに、平成25年には「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、平成35年度までにニホンジカの個体数を半減させる目標を掲げている。

しかし、鳥獣被害防止総合対策交付金は、事業内容の拡充はされるものの予算枠はほぼ増加がなく、一方で市町村からの要望額は毎

年増加していることから、要望額を確保できなくなる懸念が生じてきている。

以上のことから、次の事項について、迅速かつ集中的に実施することを強く求める。

1 森林整備及び地域材の利用拡大に向けた施策の充実強化

- (1) 森林整備推進のための安定的財源の確保及び森林整備地域活動支援交付金事業の用途を拡充すること。
- (2) 木材加工事業者間や素材事業者との連携など、体制整備を促す施策やその取組に対する支援措置を講じること。
- (3) 住宅などへの地域材利用を促進するため、消費者の需要を喚起する新たな施策を創設すること。
- (4) 木造公共建築物の整備に対する事業要件の緩和などの更なる支援措置を講じること。
- (5) 東京オリンピック・パラリンピック大会競技施設等に、F S C認証材などの地域材を活用すること。

2 鳥獣被害防止対策について

- (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保すること。
- (2) 事業単価を柔軟にするなど、地域の実情を踏まえた弾力的な運用とすること。